

つながり

第10号

—定着支援センターだより—

発行：三重県地域生活定着支援センター

2017.9.11

もくじ

1、 出会いと絆

津市社会福祉協議会 津支部長 國分弓子

2、 あえて地域で暮すという選択

社会福祉法人四日市福祉会

G&C ホームつうきん・G&C ホームブルーミング 金原真由美

3、 「つながり」10号に寄せてのご挨拶

三重県社会福祉士会 会長 伊藤稔



地域生活を支援するうえで、社会福祉協議会さんは欠かせない存在です。地域での役割作りについて一緒に考えて頂きました。

1、 出会いと絆

昨年度、三重県地域生活定着支援センター（以下「定着支援センター」という。）の方からSさんを紹介していただいた。内容は、ボランティア活動を定期的に行いたいという希望だったが、当初、定着支援センターについて詳しく知っているわけではなかったため、社会福祉協議会の関わり方について考える機会を作ってもらったという感じがした。そして、Sさんの生い立ちを定着支援センターの方から聞くことになり、現在のSさんからは想像できないが、軽い知的障がいに加え、以前からの病気もあり就労は難

しいため地域で生活をする上で、何か人の役に立つことがしたいとのことから、ボランティアセンターを担う社会福祉協議会への窓口であったと思う。Sさんは、中学生の頃の不登校から非行の道に走ってしまい、成人になった頃には窃盗や詐欺をし、刑務所に何度か服役した経験がある。この経緯を聞くだけで人物像を判断すると、恐ろしく悪人で、接することも拒んでしまいたくなるという不安があった。実際、ボランティアを行ってもらうにあたって、担当者で会議をもった。いろいろな心配をする以上に、Sさんが地域で安定した生活が送れる環境と、絶対に再犯を防止しなくてはならないという声が職員から上がった。ほんとうに嬉しかった。そこで、まずはSさんと直接会い、定期的に行ってもらえることができる作業をお願いした。勿論、支援センターの方、保護司さんにも加わってもらい、Sさんの心の内を話せる方々が側にいてもらえる様に考えた。1回目のボランティア作業を終え、話をすると、緊張からかSさんの言葉数は少なく、すこしおどおどした様子であった。月に1回程活動に参加してもらい、現在10ヶ月目になったが、特に問題はなく、言葉数も徐々に増えつつ笑顔も見られるようになった。また、Sさんは一生懸命ボランティア活動に取り組まれ大変助かっている。今では、活動に来てもらう日を皆が楽しみにしている。まだまだSさんと関わりはじめて1年も経っていないが、今後、Sさんが地域で生活していく中で、たくさんの方々と関わり合い、生きていてよかったと感じてもらい、ふつうの暮らしができることを願わずにはられない。

これからも、地域で暮らす人たちが、お互いに支えあえるような地域づくりを支援していく社会福祉協議会であり続けたいと思う。

津市社会福祉協議会 津支部長 國分弓子

非常に難しいケースを柔軟な発想で支援して頂き、安定した生活を提供出来た事例です。

2、あえて地域で暮らすという選択

三重県地域生活定着支援センターさんと出会ってから、5年が経とうとしています。当法人のホームで男女1名ずつが生活しておられます。この間は山あり谷ありで、今も



このお二人の支援は続いています。今回「つながり」に寄稿させていただくにあたり、定着支援センターさんと当ホーム、刑を終えた方たち、その方々の地域生活への「つながり」をご紹介させていただきたいと思います。

最初はＹさんという女性との出会いでした。それまで当ホームには刑を終えた方はいらっしゃらず、当然ながらそういった方々をご支援するノウハウを持った職員もいません。まさに手探り状態で支援を開始しなければならなかったので、数少ないＹさんの情報をかき集め、数回の面会でＹさんの人となりを探り、そこから得たＹさんの生活歴、障害特性、思いなどを元にケース会議を繰り返し、職員間で情報共有するといった準備しかできませんでした。罪を犯す前の生活歴や、ご本人さんを知る人は少なく、出所に当たり療育手帳を取得するといった具合で、まさに福祉の支援から漏れ、家庭にも居場所がなかったと思われ、止む無く罪を犯してしまったのだろうと容易に判断できる背景が浮かんできました。

次の出会いはＩさんという男性でした。彼も障がいゆえの判断力の甘さから、罪を犯してしまった一人でした。Ｙさんと同様、当ホームでのご支援を開始しました。ところが、出所して、ホームの生活にも慣れてきたな・・・と思う頃、突然ホームを抜け出し、行方不明になってしまいました。数日後に警察に自首するという形で見つかりました。そして累犯者として再び刑務所に逆戻りするという事態となりました。逆戻りする前も、定着支援センターの方々と共に何度も警察に足を運び、本人に面会し、警察の方々にも本人の障害特性を説明しましたが、言われた事は「鍵のかかる管理された所で生活させるべきでは？」と支援の甘さを指摘され、福祉との距離を感じました。

こうして刑務所に逆戻りしたＩさんも、やがて出所する日が近づいてきました。再度Ｉさんを受け入れるに当たっては、また罪を重ねてしまうのではないかと、ホームより入所施設のように、見守り体制が整ったところの方が良いのでは・・・と、そして何より、刑務所に面会に行った時、ご本人にまた罪を犯してしまうのかな？と聞いたところ「うん、するよ～」と暢気に答えられた言葉が、私たち支援者の心配を倍増させました。それでも、Ｉさんの中では「またブルーミングに戻れるの？」「〇〇さんは元気ですか？」等と懐かしむ姿を見ると支援半ばでＩさんとの「つながり」を断ち切る事ができませんでした。何度も話し合いをし、再度グループホームで受け入れる事を決めた経緯はこうでした。

当ホームは、①比較的見守りが厚く、入所施設から少しステップアップされた方がお住まいのホームと、②地域で利用者の方々が普通に一軒家をお借りして4～5名で暮らす自由型ホームの2タイプがあり、ＹさんもＩさんも①のタイプのホームが妥当だろうという私たち支援者の判断（見極め）で生活をスタートさせました。しかしながら、Ｉさんについては、自分の欲求を満たすため、そのホームを逃げ出したという経緯があります。結局のところ、Ｉさんにとっては、逃げ出しても、①のホームにはまた戻ってきたいという思いになるような魅力がなく、それよりむしろ警察に自首するという方法を

選んだのだから、今度は、例え逃げ出しても、罪を犯しても「戻ってきたい、戻りたい」と思えるホームでなくては・・・という考えに至り、あえて「鍵のかからない、自由に出入りできる」地域のホームを提案し、受け入れ体制を整えました。ある意味賭け（利用者さんの人生で賭け事とはもっての外ですが）でスタートした支援ですが、2年が経ちました。まだまだ地域生活を支えていく上では課題も多く、マッチした支援が行えているとは言い難いですが、少なくとも、毎日ホームに「ただいま～」と言って帰ってきてくれます。

出所前にIさんが望んだ暮らしは「4～5人くらいで一つの部屋でみんなが一緒に寝られるような所」でした。その言葉を聞いて、刑務所の暮らしは、障がいを持った人にとっては、やる事が決まっていて、わかりやすい生活で、一人ぼっちではなく、みんなでごせ、みんなが雑魚寝ができる、決してつらい場所ではないという事。そして今、YさんやIさんが望む暮らしは、どんな形なのだろう？YさんやIさんを始め、障がいを持った人が、地域で当たり前暮らし、地域生活がわかりやすい生活で、決して一人ぼっちにならず、みんなが楽しく語り、笑い合える場にしていくため、これから出会う「つながり」を大切にしていきたいと思えます。

社会福祉法人 四日市福祉会

G&Cホームつうきん・G&Cホームブルーミング

金原真由美



3、「つながり」10号に寄せてのご挨拶

2011年1月に創刊号を発行させて頂いた「つながり」も、今回で節目となる10号となりました。ささやかな広報誌ではありますが、定着支援センターの支援を日頃支えて頂いている関係機関の方々との貴重な交流の場となってまいりました。これまで「つながり」を支えて頂きました関係機関の皆様へ、この場をお借りして御礼申し上げます。

さて、地域生活定着支援センターは、2009（平成21）年度から厚生労働省で事業化され、三重県では翌2010（平成22）年度からスタートしました。今年で8年目となります。昨年度までの統計資料によると、7年間で延べ特別調整対象者（注釈1）が

110名、内他都道府県センターからは24名で21%の割合を占めています。年平均ですと16名弱となります。これに加えて、一般調整対象者（注釈2）が延べ10名、新規相談が延べ45名となっています。また毎年2回関係機関に集まっただき事業を進めるうえでの課題等を話し合う機会を設けています。関係機関の皆様のご協力のおかげで定着支援事業が今日まで続けてこられたこと、厚く御礼申し上げます。

社会福祉士会受託の定着支援センターは全国で8カ所あります。県社協受託は7カ所です。一番多く受託しているのが社会福祉法人で12カ所です。次に社会福祉事業団が9カ所です。その他ではNPO法人等が受託しています。県直営も1カ所あります。社会福祉士会は自ら入所の施設等を運営しているわけではありませんので、もちまへのケースワークの力や広いネットワークに依拠して支援に取り組んでいます。

さて昨年12月に「再犯防止等に関する法律」が公布・施行されました。日本社会福祉士会では今年度の司法福祉全国研修会の案内で、「本法律の成立以前から、司法と福祉の連携として、矯正施設、更生保護施設、地域生活定着支援センターや地方検察庁等において社会福祉士の配置がすすんできているが、これら特定の機関だけで罪を犯した方への支援が十分にできるわけではありません。地域の福祉施設や相談機関によるネットワークを活用した支援が不可欠となり、関わる支援者の専門性がますます重要となってきた。」と述べ、罪を犯した方への地域支援の重要性を訴えています。再犯防止法は、今後ますます定着支援センターの活動へ法的な根拠となりえるものとして注目されます。

また一方で、定着支援センターが対象とする方は矯正施設等を出所（院）される方が主です（「出口支援」）が、矯正施設に入る前の段階での福祉の支援を入れる、所謂「入口支援」についても問題となってきたり、社会福祉士会としても今後支援のかたちを定着支援センターと協力しながら築き上げていきたいと考えています。地域の関係機関の皆様や当会会員の皆様のご協力と活動参加を呼び掛けていきますのでその節はよろしくお祈りを申し上げます。

三重県社会福祉士会 会長 伊藤稔



（注釈1）

特別調整対象者

概ね65歳以上の高齢者または身体障害、知的障害若しくは精神障害を有する矯正施設入所者で、住居や家族等の受入先がなく、保護観察所から特別調整協力等の依頼のあった福祉的な支援が必要な出所予定者。

(注釈2)

一般調整対象者

概ね 65 歳以上の高齢者または身体障害、知的障害若しくは精神障害を有する矯正施設入所者で、住居や家族等の受入先はあるが、家族等も高齢や要介護等の事情により、保護観察所から出所にあたっての協力依頼のあった福祉的な支援が必要な出所予定者。



(編集後記)

2011 年 1 月に創刊号を出させて頂いてから 6 年が経ち、おかげさまで節目となる 10 号まで辿りつくことが出来ました。これまで「つながり」の発行に協力を頂いた関係者の皆様にこの場をお借りして、改めてお礼申し上げたいと思います。

今後も、定着支援センターの支援同様、さまざまな立場や視点にたって「福祉」について考える場を提供できればと思います。今後も、多くの方からのご寄稿をお持ちしております。

定着支援センターだより「つながり」
発行：三重県地域生活支援センター

〒514-0003

三重県津市桜橋 2 丁目 131

三重県社会福祉会館 5 階

TEL:059-221-1025・1026 FAX:059-229-1314